

コンパス通信

都城市八幡町 1-17

社会保険労務士法人 コンパス

TEL : 0986-21-1813 FAX : 0986-21-1812

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

令和 2 年 2 月号

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

立春の候、貴社ますますご繁栄のことと心からお喜び申し上げます。さて、先日より弊所工事の為、駐車場を御利用頂けない状態が続いておりましたが、現在は御利用頂ける状態でございます。工事前同様事務所敷地内へ駐車頂きますようお願い申し上げます。また、工事により使用できなかった事務所内の応接室も現在は使用できる状態となっております。工事期間中はご理解・ご協力賜りありがとうございました。

【法改正】女性活躍推進法が改正されました

女性活躍推進法が改正され、本年 4 月 1 日から施行となります。常時雇用する労働者数が 301 人以上の大企業は施行日以降に提出する一般事業主行動計画を作成する際には、下記①②の区分からそれぞれ 1 項目以上を選択し、**各々に数値目標を定めなければならない**ことになっています。**常時 301 人以上の大企業でない場合でも、助成金の提出の際に一般事業主行動計画の策定・提出が支給の要件**となっていることも多い為、その際にもこの改正法の影響を受けることとなります。

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none">○ 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）○ 男女別の採用における競争倍率（区）○ 労働者に占める女性労働者の割合（区）（派）○ 男女別の配置の状況（区）○ 男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況○ 管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識○ 管理職に占める女性労働者の割合○ 各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合○ 男女別の 1 つ上位の職階へ昇進した労働者の割合○ 男女の人事評価の結果における差異○ セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況○ 男女別の職種又は雇用形態の転換の実績（派遣労働者の場合は雇入れの実績）（区）（派）○ 男女別の再雇用又は中途採用の実績○ 男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績○ 非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況○ 男女の賃金の差異	<ul style="list-style-type: none">○ 男女の平均継続勤務年数の差異○ 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合○ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（区）○ 男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）の利用実績○ 男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績○ 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況○ 雇用管理区分ごとの労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間（健康管理時間）の状況（区）（派）○ 有給休暇取得率（区）
<p>太字記載の項目については 2020 年 6 月 1 日以降、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主において公表する場合の「情報公表項目」となっており、数値目標同様①②の区分よりそれぞれ 1 項目以上を選択して公表しなければなりません。</p> <p>※「（区）」の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに公表</p> <p>※「（派）」の表示のある項目については、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。</p>	

【法改正】子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得が可能に

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。令和3年1月1日より施行となります。子の看護休暇とはお子様の看病などのためにお休みを取ることが出来る休暇制度のことで、年間5日は請求があった場合には休業させなければならない法律上の制度です。ただし有休・無給は問いません。現行法では1日単位・半日単位の取得が可能で、かつ1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は対象外でした。これが改正法により時間単位の取得が認められ、所定労働時間にかかわらず全ての労働者が対象となりました。

— 注目の助成金

業務改善助成金が拡充されます！

概要

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金に新しいコースが新設されることとなりました。事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に費用の一部を助成します。

拡充されたコース・助成金額

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場 (すべての要件を満たすもの)	助成率		
新規に追加されるコース	25円コース (850円未満) (※2)	1人	25万円	・事業場内最低賃金 850円未満 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模 100人以下	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)	
		2～3人	40万円			
		4～6人	60万円			
		7人以上	80万円			
	60円コース (850円未満) (※2)	1人	60万円			
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
	90円コース (850円未満) (※2)	1人	90万円			
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			
現行のコース	30円コース (850円未満) (※2) (※3)	1～3人	50万円	・事業場内最低賃金850円未満 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)	
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
	30円コース (※3)	1～3人	50万円		・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 850円未満コースの対象は、地域別最低賃金850円未満の、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県のうち、事業場内最低賃金850円未満の事業場に限りです。(令和元年12月現在)

(※3) 30円コースは令和2年度より、1人引き上げる場合の助成上限額が30万円に変更となる予定です。

(※4) 60円コース、90円コースは、令和2年度より全国47都道府県に拡大(850円以上の地域は3/4助成)する予定です。

(※5) (※3)及び(※4)は、令和2年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますのでご注意ください

お問い合わせは当法人まで！